

【監理団体の許可の取消しの内容】

1 監理団体の許可の取消しを行った監理団体

(1) 監理団体名：川口新郷工業団地協同組合

(2) 代表者職氏名：代表理事 石川 義明

(3) 所在地：埼玉県川口市本蓮四丁目 3 番 3 8 号

2 処分内容

技能実習法第 37 条第 1 項第 1 号及び第 4 号の規定に基づき、令和 3 年 2 月 12 日をもって監理団体の許可を取り消すこと。

3 処分理由

外国の送出機関である、大連奔騰国際経済技術合作有限公司及び大連華南国際経済技術合作有限公司との間で、技能実習法第 28 条第 1 項の規定に照らして不適切な約束を締結し、監理事業に関して手数料を受領していたことから、監理事業を適正に遂行することができる能力を有するものとは認められず、技能実習法第 37 条第 1 項第 1 号及び第 4 号の規定に基づく許可の取消事由に該当するため。